

○甲南女子大学研究紀要規程

平成7年3月13日

最近改正 令和6年4月1日

第1条 甲南女子大学（以下「本学」という。）は、教職員の教育・研究の向上を期し、その成果を発表するため、甲南女子大学研究紀要（以下「紀要」という。）を刊行する。

第2条 紀要の編集は、甲南女子大学図書委員会があたるものとする。

第3条 紀要は、原則として年1回、3月に刊行するものとする。

第4条 紀要に執筆できる者は、原則として次の各号に掲げる者とする。

(1) 本学専任教職員（当該教職員が共同執筆の筆頭執筆者である場合を含む。）

(2) 本学専任教員の推薦を経た非常勤教職員及び本学の博士の学位を授与された者。

(3) その他図書館長が特に認めた者。

2 本学の大学院生及び大学院研修員の論文で当該専攻の専攻代表の推薦が甲南女子大学図書委員会にあったものは、大学院研究科委員会の議を経て紀要に掲載することができる。

3 掲載論文等の著作権は、執筆者に属する。ただし、執筆者は当該論文を国立情報学研究所等が電子化して公開し、データベース化することを甲南女子大学が許諾することに同意するものとする。

第5条 紀要の保管は、本学図書館が行うものとする。

第6条 紀要の執筆等については、別に定める内規による。

附 則

この規程は、平成7年3月13日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年6月5日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成14年11月20日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、令和6年4月1日から施行する。